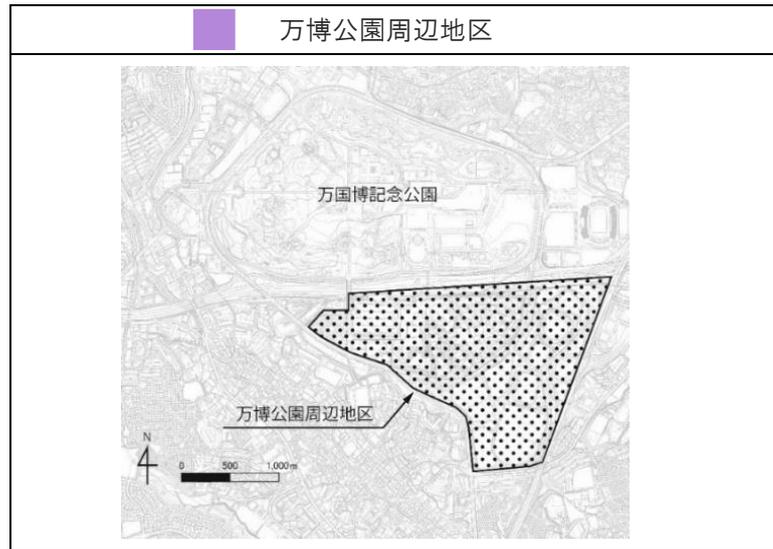


広告景観特定地区 <条例第 10 条>

広告景観特定地区とは、地域特性に応じた良好な景観の保全、風格のある街並みの形成又は活力に満ちた賑わいの創出のため必要があると認められる地区です。この地区に該当する場合は下記の基準内として下さい。

許可区域



許可基準

共通基準	①蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと。 ②光源が点滅するもの、光源(ネオン管に限る。)が露出するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用しないこと(重点制限区域に限る)。	
屋上広告物	縦	建築物の高さの 1/3 以内
	横	建築物の幅の範囲内
壁面広告物	縦	建築物の高さの範囲内
	横	建築物の幅の範囲内
	表示面積	取付壁面の 1/5 以内
突出広告物	・上端は、取付壁面の高さを超えないこと	
	・取付壁面から 1.5m 以内	
	・道路上へ 1m 以内	
	・地上から最下端まで距離 車道上は 4.7m 以上 (歩道上は 2.5m 以上)	
地上設置型広告物	・地上から最上端までの距離 15m 以内	
	・表示面積 40 m ² 以内	
塀、柵その他の工作物に設置するもの	・工作物等の高さの範囲内	